

京都市告示第 25 号

京都市国民健康保険条例第14条第1項、第14条の7第1項及び第15条第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成27年4月1日から適用します。

平成27年4月1日

京都市長 門川 大作

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- (1) 所得割 100分の8.67
- (2) 被保険者均等割 25,810円
- (3) 世帯別平等割
 - ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 18,120円
 - イ 第14条第1項第3号に規定する特定世帯 9,060円
 - ウ 第14条第1項第3号に規定する特定継続世帯 13,590円

2 第14条の7第1項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- (1) 所得割 100分の2.71
- (2) 被保険者均等割 8,160円
- (3) 世帯別平等割
 - ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 5,730円
 - イ 第14条の7第1項第3号に規定する特定世帯 2,870円
 - ウ 第14条の7第1項第3号に規定する特定継続世帯 4,300円

3 第15条第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- (1) 所得割 100分の2.53
- (2) 被保険者均等割 9,120円
- (3) 世帯別平等割 4,810円

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)